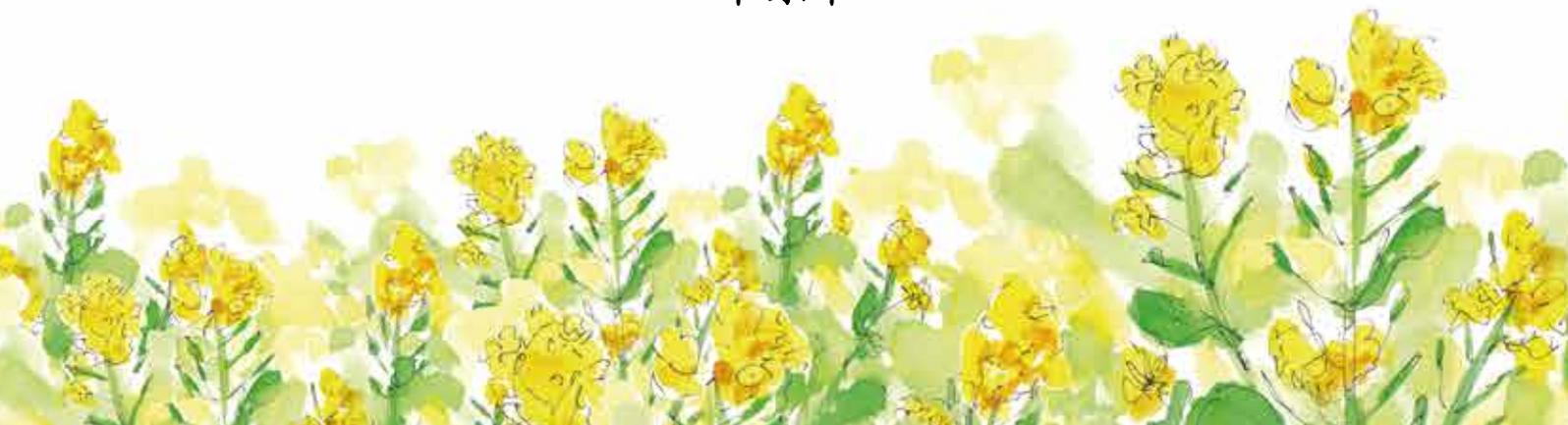


おくやみ
ハンドブック

市原市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

市原市では、ご遺族の方が行う各種手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

市原市役所 0436-22-1111(代表)

もくじ

チェックシート	p.2
身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ	p.3
1. 死亡届について	p.5
2. 国民健康保険について	p.7
3. 後期高齢者医療制度について	p.8
4. 障がい福祉の手続きについて	p.8
5. 介護保険について	p.9
6. 年金の手続きについて	p.9
7. 子どもの福祉について	p.10
8. 税の手続きについて	p.11
9. 住宅関係の手続きについて	p.13
10. 外国籍の方の手続きについて	p.14
11. お問い合わせ窓口一覧	p.15
12. その他の主な手続き	p.17

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。
「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

	確認事項 (故人について)	チェック	該当ページ
住民票	故人を含め同一世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
	外国籍でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.14
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
	後期高齢者医療制度に加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
障がい福祉	障害者手帳等をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
年金	国民年金、厚生年金等を受給又は加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子ども福祉	児童手当を受けているご家庭でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	子ども医療費助成受給券をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
	ひとり親のご家庭でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	市・県民税の手続きが必要ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	固定資産税の手続きが必要ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
	オートバイや軽自動車等をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その他	市営住宅に入居していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
	水道・下水道を使用していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.16

身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	3か月以内	4か月以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none"> ○納骨 ○四十九日 ○初七日 ○通夜・葬儀・告別式 ○葬儀・法要の連絡・調整 	
届出・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 ○公共料金等の手続(22ページ参照) ○年金関係の手続 ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届等 <p>(17ページ参照)</p>	
税金		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告(18ページ参照)

10か月以内

1年以内

○一周忌

市原市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、15ページに窓口一覧を掲載しています。

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(17ページ参照)

○遺留分侵害額請求

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈15ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈17ページ〉
市原市以外で
必要な手続きについて

○相続税の申告(18ページ参照)

1. 死亡届について

◇ 死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

◇ 火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。死亡届出時に、予約された火葬場名をお知らせください。

◇ 届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇ 届出人

- ・ 親族
- ・ 同居者
- ・ 死亡地の家主、地主、家屋または土地の管理人
- ・ 後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者
(登記事項証明書又は裁判所の謄本の提出が必要です)

◇ 必要なもの

- ・ 死亡届(右半面の死亡診断書または死体検案書に、医師による証明のあるもの)1通

◇ 市原市に届出を提出する場合は

【平日(8:30～17:15)】 第1庁舎1階市民課、各支所

【夜間及び休日】 第2庁舎地下1階守衛室

なお、守衛室で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に訂正等で来庁をお願いすることがあります。

◇ 死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行

本籍地の役所で発行します。

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)。

- ・ 本籍地に届出をした場合→おおむね 7 日
- ・ 本籍地以外に届出をした場合→おおむね 10 日～14 日

※年末年始、大型連休等に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

住民票について ※亡くなられた方の住民登録が市原市にある場合

◇ 世帯主変更届

死亡届が提出されると、届出を受理した役所から本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同一世帯に15歳以上の世帯員が2人以上いる場合は、世帯主が亡くなられた日から14日以内に世帯主変更の手続きが必要となります。

- ・ 届出される方……亡くなられた方と同一世帯の方
- ・ 届出先……第1庁舎1階市民課、各支所

印鑑登録について

死亡届の提出により登録が抹消されるため、手続きは必要ありません。

マイナンバーカードの返納について

番号制度の対象手続きでマイナンバー(個人番号)が必要となる場合があります。全ての手続きが済みましたら、マイナンバーカードは安全に廃棄していただくか、返納してください。

- ・ 返納先……第1庁舎1階市民課、各支所

第1庁舎1階 市民課

死亡届について	戸籍係
住民票・マイナンバーカードについて	住民記録係
印鑑登録について	受付係

☎ 0436-23-9803

2. 国民健康保険について

◇ 保険証の返却

国民健康保険の加入者が亡くなられたときは、保険証を返却してください。
また、世帯主が亡くなり、同一世帯に他の加入者がいる場合には、世帯主変更後に加入者全員の保険証を一度返却し、改めて交付を受ける必要があります。
・返却先……第1庁舎1階国民健康保険課(郵送可)、各支所

◇ 葬祭費の支給申請

国民健康保険の加入者が亡くなられた場合、葬祭を行った方(喪主)に対して50,000円が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。

・申請先……第1庁舎1階国民健康保険課、各支所

【申請に必要なもの】

1. 亡くなった方の保険証(既に返却された場合は不要です。)
2. 葬祭を行った方(喪主)がわかるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書等)
3. 葬祭を行った方(喪主)の口座がわかるもの(預金通帳等の写し)

※葬祭を行った方以外の口座へ振込みをする場合、葬祭を行った方がわかるものがない場合は別途提出していただく書類(押印必要)がありますのでお問い合わせください。

◇ 職場の健康保険の加入者が死亡した場合の被扶養者

職場の健康保険の加入者が亡くなられた場合、被扶養者は健康保険の資格を喪失します。

他の親族の被扶養者にならない場合や、すぐにご自身の職場の健康保険に加入できない場合には、国民健康保険に加入する必要があります。

・申請先……第1庁舎1階国民健康保険課、各支所

【加入時に必要なもの】

1. 健康保険の資格喪失日のわかる書類(健康保険資格喪失証明書等)
2. 本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)

第1庁舎1階 国民健康保険課

☎ 0436-23-9804

3. 後期高齢者医療制度について

◇ 保険証の返却

後期高齢者医療制度の加入者が亡くなられたときは、保険証を返却してください。

- ・ 返却先……第1庁舎1階国民健康保険課(郵送可)、各支所

◇ 葬祭費の支給申請

後期高齢者医療制度の加入者が亡くなられた場合、葬祭を行った方(喪主)に対して50,000円が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。

- ・ 申請先……第1庁舎1階国民健康保険課、各支所

【申請に必要なもの】

1. 亡くなった方の保険証(既に返却された場合は不要です。)
2. 葬祭を行った方(喪主)がわかるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書等)
3. 葬祭を行った方(喪主)の口座がわかるもの(預金通帳等の写し)

※葬祭を行った方以外の口座へ振込みをする場合、葬祭を行った方がわかるものがない場合は別途提出していただく書類(押印必要)がありますのでお問い合わせください。

第1庁舎1階 国民健康保険課 高齢者医療係

☎ 0436-23-9886

4. 障がい福祉の手続きについて

◇ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

各種手帳を返却してください。また、亡くなられた方が利用している制度によっては失権届等の提出が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

◇ 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方

自立支援医療廃止届の提出とともに、受給者証を返却してください。

第1庁舎2階 障がい者支援課

☎ 0436-23-9815

5. 介護保険について

◇ 保険証の返却

市原市の介護保険の資格を有していた方が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等を返却してください。なお、介護サービスを利用されていた場合は、ご返却される前に、あらかじめ担当のケアマネージャー等へご確認ください。その他の手続きが必要な場合は、後日書類を郵送します。

・返却先……第1庁舎2階高齢者支援課(郵送可)、各支所

◇ 送付先の設定

ご本人様がお亡くなりになられた後も、高齢者支援課から各種通知をお送りすることがあります。お亡くなりになられたご本人様の最終住所(住民登録のある場所)にどなたも居住していない場合や、介護施設等の場合は、ご相続人様より「送付先変更届」の提出をお願いします。

第1庁舎2階 高齢者支援課

☎ 0436-23-9873

6. 年金の手続きについて

亡くなられた方が年金受給者の場合、未支給年金の請求等の手続きが必要となることがあります。また、亡くなられた方が年金受給者ではない場合も、死亡後の手続きが必要となることがあります。

手続き内容や必要書類についてお調べしますので、お問い合わせください。

※手続きの内容によっては、木更津年金事務所、各共済組合またはご遺族の方のお住まいの地域を管轄する年金事務所をご案内する場合があります。

第1庁舎1階 市民課 国民年金室

☎ 0436-23-9805

7. 子どもの福祉について

◇ 児童手当等を受給されている方・子ども医療費助成受給券をお持ちの方

児童手当・特例給付の受給者の方、子ども医療費助成受給券をお持ちの方が亡くなられたときは、受給者（保護者）の変更の手続きが必要です。受給者の方が亡くなられた日の翌日から15日以内に申請してください。

また、亡くなられた受給者の方に未支払いの手当がある場合、未支払児童手当・特例給付請求書の提出が必要です。

【申請に必要なもの】

1. 今後受給者となる方（以下、請求者）の本人確認できるもの
2. 請求者のマイナンバー確認書類
3. 請求者の健康保険証の写し
4. 請求者名義の普通預金口座がわかるもの
5. 児童名義の普通預金口座がわかるもの（未支払いの手当がある場合）
6. 児童の健康保険証の写し（児童の健康保険証が変更になる場合）

◇ 児童扶養手当・遺児手当・ひとり親家庭等医療費助成

【現在、児童扶養手当等を受給している方】

手続き内容や必要書類についてお調べしますので、お問い合わせください。

※受給者の方が亡くなられた日から14日以内に手続きをしてください。

【現在、児童扶養手当等を受給していない方】

18歳以下の児童の保護者が亡くなられたときに、受給できる場合があります。

手続き内容や受給要件等についてお調べしますので、お問い合わせください。

第1庁舎1階 子ども福祉課

☎ 0436-23-9802

8. 税の手続きについて

◇ 市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日です。1月2日以降に亡くなられた方は、相続人に納税義務が承継され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。なお、亡くなった翌年以降、住民税は課税されません。

◇ 所得税の準確定申告

年の途中で亡くなられた場合、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしてください。

◇ 相続税の申告・納税

一定額以上の被相続人(亡くなられた方)の遺産を相続した方は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告と納税をしてください。

◇ 亡くなられた方が個人事業主だった場合

手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

- ・ 所得税に関する事……千葉南税務署
- ・ 個人事業税に関する事……千葉県市原県税事務所
- ・ 個人市県民税(特別徴収)に関する事……第2庁舎1階市民税課

市民税・県民税（住民税）について

第2庁舎1階 市民税課
☎ 0436-23-9811

所得税・相続税について

千葉南税務署
☎ 043-261-5571

個人事業税について

千葉県市原県税事務所
☎ 0436-22-2171

◇ 固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有する方が亡くなられたときは、手続きが必要です。
市原市民の方は後日、手続きの書類を所有者の最終住所地に郵送いたします。
市外にお住まいの方は、書類の送付先をお知らせください。
相続登記については、管轄の法務局で手続きをお願いします。

第2庁舎1階 固定資産税課

☎ 0436-23-7034

◇ 軽自動車税（種別割）

オートバイや軽自動車等を所有されている方が亡くなられたときは、名義変更
や廃車の手続きが必要です。また、所有されているオートバイや軽自動車等の
種別によって窓口が異なります。詳しくはお問い合わせください。

原付（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカーについて

第2庁舎1階 納税課 税制係

☎ 0436-23-9810

125ccを超える二輪車について

関東運輸局千葉運輸支局袖ヶ浦自動車検査登録事務所

☎ 050-5540-2025

三輪・四輪の軽自動車について

軽自動車検査協会千葉事務所袖ヶ浦支所

☎ 050-3816-3116

9. 住宅関係の手続きについて

◇ 市営住宅入居者等が死亡したとき

市営住宅の入居者、保証人や緊急連絡先の方が亡くなられたときは、亡くなられた日から30日以内に手続きが必要です。

手続き内容や必要書類は、お問い合わせください。

◇ 住宅等の相続・管理

亡くなられた方が所有していた住宅等は、すみやかに相続手続きを行いましょう。また、住宅等は使用しないと早く傷んでしまい、他人が怪我をしたり、家や車に被害が及ぶと損害賠償を問われることがあるため、定期的に風通しや補修する等、適切な管理をお願いします。

なお、下記の団体と連携し、空家等の管理や売却等に関する相談を受け付けています。

【空家等の管理代行】

市原市シルバー人材センター ☎ 0436-60-3551

【空家等の賃貸・売買】

千葉県宅地建物取引業協会市原支部 ☎ 0436-21-5225

第1庁舎3階 住宅政策課

市営住宅について
住宅等の相続・管理について
☎ 0436-23-9841

市営住宅係
住宅政策係

MEMO

10. 外国籍の方の手続きについて

◇ 外国籍の方が亡くなったとき

外国籍の方が亡くなったときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者または特別永住者の親族または同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、管轄の地方出入国在留管理官署に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

返納先

東京出入国在留管理局千葉出張所
☎ 043-242-6597

郵送先

〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局おだいば分室

◇ 亡くなった方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなった方の配偶者やお子様などご家族が外国籍の方は、死亡届から14日以内に管轄の地方出入国在留管理官署への届出が必要な場合があります。(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

東京出入国在留管理局千葉出張所

☎ 043-242-6597

MEMO

11. お問い合わせ窓口一覧

該当される項目のある方は、担当課に確認の上、必要手続きがある場合はすみやかに手続きをしてください。

項目	担当部署	担当係	主な手続きの内容	詳細ページ
死亡届	市民課	戸籍係 0436-23-9803	死亡の事実を知った日から7日以内に届出が必要です。	p.5
世帯主変更届		住民記録係 0436-23-9803	亡くなられた方と同世帯に15歳以上の世帯員が2人以上いる場合、手続きが必要です。	p.6
印鑑登録		受付係 0436-23-9803	手続き不要です。	
マイナンバーカード		住民記録係 0436-23-9803	全ての手続きが済みましたら、安全に廃棄するか返納してください。	
国民健康保険	国民健康保険課 0436-23-9804		保険証を返却してください。 葬祭費支給申請手続きをしてください。	p.7
後期高齢者医療制度	国民健康保険課	高齢者医療係 0436-23-9886	保険証を返却してください。 葬祭費支給申請手続きをしてください。	
身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳	障がい者支援課 0436-23-9815		手帳等を返却してください。 その他手続きが必要な場合があります。	p.8
自立支援医療受給者証 (精神通院)			受給者証を返却してください。 廃止届の提出をしてください。	
介護保険	高齢者支援課 0436-23-9873		被保険者証を返却してください。	
年金に加入中の方・年金をもらっていない方	市民課	国民年金室 0436-23-9805	手続きが必要な場合があります。	p.9
老齢・障害・遺族年金等を受給されていた方			未支給年金の請求等の手続きが必要な場合があります。	
児童手当・子ども医療費助成	子ども福祉課 0436-23-9802		受給者（保護者）の変更手続き等が必要です。	p.10
児童扶養手当・遺児手当・ひとり親家庭等医療費助成			手続きが必要な場合があります。	
市民税・県民税等	市民税課 0436-23-9811		相続人に納税義務が承継されます。	
所得税の準確定申告・相続税の申告や納税	千葉南税務署 043-261-5571		申告や納税が必要な場合があります。	p.11
個人事業主	市民税課 0436-23-9811 千葉南税務署 043-261-5571 市原県税事務所 0436-22-2171		手続きが必要です。	
固定資産税	固定資産税課 0436-23-7034		手続きが必要な場合があります。	p.12

項目	担当部署	担当係	主な手続きの内容	詳細ページ
軽自動車税（種別割）	納税課 0436-23-9810 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 050-5540-2025 軽自動車検査協会袖ヶ浦支所 050-3816-3116		名義変更や廃車の手続きが必要です。	p.12
市営住宅	住宅政策課	市営住宅係 0436-23-9841	手続きが必要です。	p.13
外国籍の方	東京出入国在留管理局千葉出張所 043-242-6597		在留カード等を返納してください。 在留資格に関する手続きが必要な場合があります。	p.14
市営墓園の承継 （名義変更）	保健福祉課	保健衛生係 0436-23-9813	2年以内に使用者の名義変更の手続きが必要です。	-
特定医療費（指定難病）等	市原保健所 （市原健康福祉センター） 0436-21-6391		特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等受給者証をお持ちの方は手続きが必要です。	-
被爆者健康手帳			被爆者健康手帳をお持ちの方は手続きが必要です。	-
法律相談 毎週火・木曜日 （第1・3木曜は除く）			民事・刑事上の法律問題について弁護士に相談することができます。1回20分	-
許認可・相続・不動産登記相談 月1回（原則第2水曜日）	広聴相談課 0436-23-9808 相談の際は、事前予約が必要です。 相談日前週の月曜日午前9時から電話にて予約受付		相続等で作成する書類や不動産登記について司法書士等に相談することができます。1回30分	-
税務（国税）相談 月1回（原則第3金曜日）			相続税や贈与税等の国税について税理士に相談することができます。1回30分	-
不動産相談 月1回（原則第2金曜日）			不動産の売買等について、宅地建物取引士に相談することができます。1回30分	-
樹木保全地区等の所有者の方	環境管理課 0436-23-9867		保全地区等所有者変更届出書の提出が必要です。	-
森林の土地の所有者の方	農林業環境整備課 0436-36-5661		相続開始から90日以内に所有者届出の提出が必要です。90日以内に相続協議が整う見込みがない場合は、法定相続人連名で届出が必要です。	-
市営水道使用者（名義人）の方	給水課 0436-23-9861		使用者の変更又は使用中止の手続きが必要です。下水道の手続きも併せて行うことができます。	-
県営水道使用者（名義人）の方	県水お客様センター 0570-001-245		※使用中止の場合はすみやかに手続きをしてください。	-
農地を相続された方	農業委員会事務局 0436-23-9837		農業委員会への届出が必要です。	-
農業者年金を受給されていた方・加入中の方	農業委員会事務局 0436-23-9837 JA各支店		手続きが必要です。	-
図書館・図書室を利用していた方	中央図書館 0436-23-4946		図書利用カード、借りている図書等（ある場合）を返却してください。	-

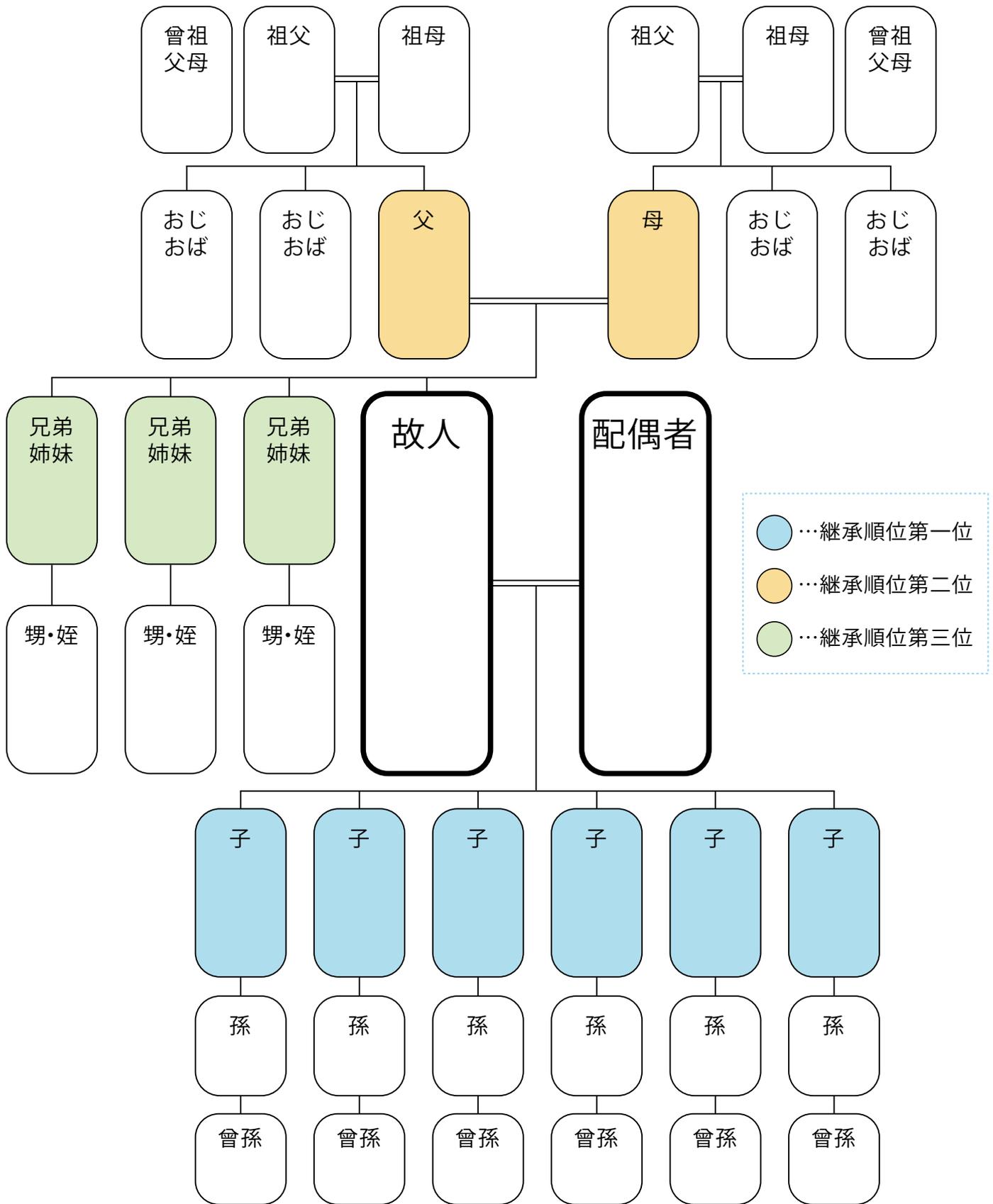
12. その他の主な手続き

◇ その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることが出来ます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日までに所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 +600万円×法定相続人の数

◇ ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

◇ ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

あなたの手続きを応援します！

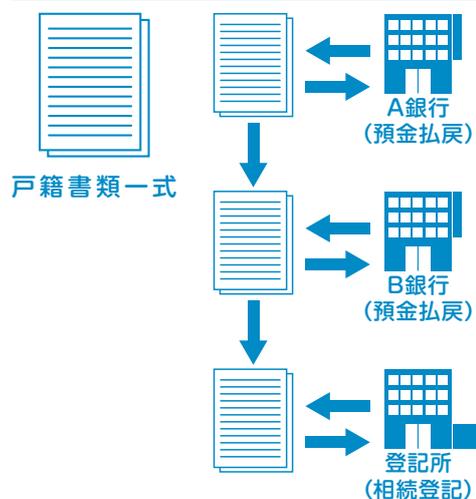
法定相続情報証明制度について

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。*1

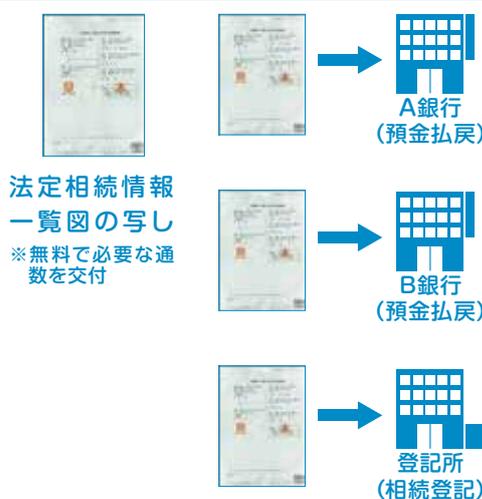
*1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続にお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続は専門家*2に依頼することも可能です。

*2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

法務局ホームページ

検索

法務局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/>

◇ 少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納		警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		市原市役所 市民課 または 旅券事務所	パスポート 名義人の死亡が確認できるもの 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	契約事業者に お問い合わせください
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	契約事業者に お問い合わせください
<input checked="" type="checkbox"/>	水道料金の名義変更・解約	早めに	(市営水道) 市原市役所 給水課 (県営水道) 県水お客様センター ☎0570-001-245	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		☎0120-151515 インターネット	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク(126cc以上)等 の廃車		運輸支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の住所を控えておいてください。

2 収蔵・埋蔵等証明書を発行

現在埋蔵されている墓地の管理者から、埋蔵・収蔵等証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の申請・受取

現在の墓地から、新しい改葬先へ遺骨を移すために必要な手続きです。

必要書類 ・改葬許可申請書 ・収蔵埋蔵証明書 等
詳しくはお問い合わせください。

提出先 第1庁舎1階市民課、各支所

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。
遺骨の取り出しは石材店等をお願いするため、事前にご依頼するか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※改葬の種類によって異なります。(手元供養、散骨等)

【お問い合わせ】

第1庁舎1階 市民課 受付係

☎ 0436-23-9803

※市営墓園、市営納骨堂に関するお問い合わせ

第1庁舎2階 保健福祉課 ☎0436-23-9813

発 行 市原市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2022年8月作成

